

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーに対する幅広い社会的責任を果たすとともに、効率的かつ健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築することにより企業価値の継続的向上を図ることが経営の重要な施策と認識しております。

このため、経営方針およびグループ行動基準を定め、本業において最高の品質と技術革新を達成し、かつ経営の科学化を図ることにより会社の継続的存立と適正利潤を確保し、もって社会に貢献する旨を掲げ、併せて遵法精神の徹底、環境の保護、公明正大な企業活動の推進を図っております。また、機関構成においては、取締役会および監査役会を基本に、取締役の職務の執行を監督する体制をとっており、これに加えて執行役員や経営会議等を設け、コーポレートガバナンス体制の強化に努めております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として取り纏め、当社ウェブサイト(<https://www.cmp.co.jp/ir/governance.html>)において公開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、性別や国籍にとらわれることなく、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および経験を有する者を取締役候補に指名しており、現在の取締役会は、企業経営や財務会計、企業法務等についての豊富な知識・経験を有したメンバーで構成されております。

なお、当社には現時点で女性や外国人の取締役はおりませんが、社内取締役4名のうち3名は海外子会社のトップとしての勤務経験があるほか、海外子会社においては、女性を含む多数の現地人材を役員に登用しており、グループ全体としてはジェンダーや国際性の面においても一定程度の多様性を確保しているものと認識しております。今後もバックグラウンドの異なる多様な人材を登用できるよう、引き続き人材の育成・発掘に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第5条(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)をご参照下さい。

なお、当社は、2018年12月25日開催の取締役会にて、当社の全ての政策保有株式について、その保有意義を検証しました。検証の結果、一部の株式については、保有意義が乏しいことを確認したため、今後、時価の趨勢と取得原価、市場への影響等を勘案しつつ、当該株式の売却を進めます。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第6条(株主の利益に反する取引の防止)をご参照下さい。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第10条(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)をご参照下さい。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第1章(目的)第11条(情報開示方針)をご参照下さい。

(2) コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第1条(基本的な考え方)をご参照下さい。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第19条(取締役の報酬)をご参照下さい。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第20条(取締役および執行役員の資格ならびに取締役の選解任および執行役員の選任等)および第22条(監査役の資格および指名)をご参照下さい。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

個々の選任理由を「株主総会参考書類」に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第14条(取締役会の責務)および第15条(取締役等への委任)をご参照下さい。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役と社外監査役の連携等を進めております。また、2016年6月総会にて独立社外取締役を複数化致しました。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第21条(独立社外取締役)をご参照下さい。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての考え方】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第20条(取締役および執行役員の資格ならびに取締役の選解任および執行役員の選任等)および第21条(独立社外取締役)をご参照下さい。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況】

当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況については、事業報告または株主総会参考書類にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

当社コーポレート・ガバナンス基本方針第25条(取締役会の実効性評価)の規定に基づき、以下のプロセスにより2017年度の実効性評価を実施いたしました。

- ・社外取締役・社外監査役を含む全取締役および監査役によるアンケート方式の自己評価を実施
- ・取締役会において自己評価の結果に基づき討議
- ・社外取締役および社外監査役による取りまとめと意見書の作成
- ・同意見書に基づく評価結果を取締役会において決議

これらの結果、当社取締役会は、全体としての実効性はおおむね確保されており、2016年度の指摘事項について下記の改善が見られるが、今後取締役会においてグローバル内部統制のあり方について議論を深めるべきと評価致しました。

これらの事項について引き続き改善を図り、より一層の実効性向上に努めて参ります。

(1)「長期戦略についてのコミットメント」については、新中期計画の策定とその公表を行うべく検討がなされている。

(2)「役員の体制(任期/人事/報酬制度)」については、任期は短縮済みであり、役員人事については、取締役会に付議する前に、社長・社外取締役ほかで議論するほか、役員報酬についても、社長・社外取締役ほかで事前に議論する。

(3)「内部統制充実の為に取締役会のグリップ強化」については、取締役会付議事項および経営会議の運営を変更し、取締役会をモニタリング重視型に変更した。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第27条(取締役・監査役の研究および研修)をご参照下さい。

【原則5-1 株主との建設的対話に関する方針】

当社コーポレートガバナンスに関する基本方針第28条(株主との対話)をご参照下さい。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 3,661,166 | 5.89 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED | 3,031,600 | 4.88 |
| 株式会社広島銀行 | 3,009,800 | 4.85 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,763,400 | 4.45 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,411,000 | 3.88 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 2,000,000 | 3.22 |
| 三菱商事株式会社 | 1,858,000 | 2.99 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 1,684,900 | 2.71 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,553,800 | 2.50 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01 | 1,328,800 | 2.14 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、2018年9月30日現在自己株式6,951,536株を所有しておりますが、上記の大株主(上位10名)の中には含めておりません。
3. 2018年9月30日現在で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書およびその訂正(変更)報告書において、当社株式が以下にて保有されている旨が記載されておりますが、当社としては提出日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は、株主名簿(2018年9月30日現在)によっております。
 - ・日本バリュー・インベスターズ株式会社より2017年3月16日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2017年3月15日現在4,277,700株を保有している旨が記載されております。
 - ・株式会社オフィスサポートおよびその共同保有者である野村絢氏より2018年2月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2018年2月15日現在それぞれ1,165,700株、3,220,900株を保有している旨が記載されております。
4. 2018年12月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社オフィスサポート及びその共同保有者である野村絢氏が2018年12月4日現在それぞれ4,554,200株、0株を保有している旨が記載されております。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 上田 耕治 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 西川 元啓 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 上田 耕治 | | | 公認会計士および大学院教授としての豊かな経験と高い見識に基づき、専門的見地と客観的視点から当社経営体制の強化に貢献いただきたいためです。また、当社と人的、資本的または取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反を生じるおそれの無い独立的立場にあると考えております。 |
| 西川 元啓 | | | 弁護士および企業経営者ならびに社外取締役としての豊かな経験と高い見識に基づき、専門的見地と客観的視点から当社経営体制の強化に貢献いただきたいためです。また、当社と人的、資本的または取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反を生じるおそれの無い独立的立場にあると考えております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他(名) | 委員長(議 長) |
|----------------------|---------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------------|
| 指名委員会に相当 する任意の委員会 | 指名諮問委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取 締役 |
| 報酬委員会に相当 する任意の委員会 | 報酬諮問委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取 締役 |

補足説明 更新

取締役の選解任及び執行役員の選任、並びに取締役の報酬決定等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置いたしました。各委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名と代表取締役1名の計3名で構成しております。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、適宜意見交換を行う等連携を図っております。
監査役と監査室は、監査計画の立案に当たり意見交換を行い、また内部監査の結果については監査役に報告することにより、相互の連携を図っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m | |
| 川上 清一 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | | |
| 梶田 滋 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 川上 清一 | | | 税理士としての豊かな経験と高い見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査いただきたいためです。また、当社と人的、資本的または取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反を生じるおそれの無い独立的立場にあると考えております。 |
| 梶田 滋 | | | 公認会計士および税理士としての豊かな経験と高い見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査いただきたいためです。また、当社と人的、資本的または取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反を生じるおそれの無い独立的立場にあると考えております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬の一部に、当社取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

会社員員の全部につき取締役、監査役ごとの報酬等の総額を掲げることとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会にて決議された年額の範囲内で、委嘱された職務の内容および当社業績に対する寄与を勘案し、取締役会の決議により決定しております。

なお、2020年3月期以降の報酬内容については、報酬諮問委員会での審議・答申を経た上で、取締役会で決定する予定です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役及び監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置くこととされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は、当社取締役会規則により3ヵ月に1回以上開催することとしており、2018年3月期においては8回開催致しました。2018年7月1日現在、社外取締役2名を含む6名にて構成され、業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。
2. 経営の意思決定の迅速化と業務運営責任の明確化を図る一環として、執行役員制度を採用しており、2018年7月1日現在5名を配しております。
3. 業務執行取締役および執行役員からなる経営会議を開催し、業務執行に係る重要事項を審議しております。2018年3月期においては15回開催致しました。

(2) 監査体制

1. 監査役会は、当社監査役会規則により3ヵ月に1回以上開催することとしており、2018年3月期においては10回開催致しました。監査役は、2018年7月1日現在、社外監査役2名を含む4名が選任されており、取締役の職務の執行の監査に当たっております。
2. 内部監査については、監査室を設け、2018年7月1日現在2名を配し、各業務部門における業務の有効性ととも、適法性・適正性の観点から監査を行い、かつ当該監査の結果について遅滞なく常勤監査役に報告する体制をとっております。
3. 社外監査役は、監査室による内部監査の結果について、常勤監査役を通じ、または直接報告を受けるとともに、会計監査人との意見交換に参加し、監査の実効性を高めております。
4. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役及び監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置くこととされており、2018年7月1日現在1名が監査役室に配置されております。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その任免、考課等については、予め監査役会の意見を聞くものとされております。
5. 会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。2018年3月期の会計監査を執行した公認会計士は、石黒一裕氏、稲吉崇氏の2名であり、監査継続年数はいずれも7年以内となっております。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、その他22名であります。同法人と監査役会の間では、適宜意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業の特性などを総合的に勘案した結果、現行の体制が経営の意思決定と業務執行の適正化に適すると判断されたことによるものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2018年6月21日開催の定時株主総会招集通知は、同年5月31日に発送致しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2015年6月25日開催の定時株主総会より導入致しました。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 2015年6月25日開催の定時株主総会より導入致しました。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照下さい。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 2018年7月4日に会社説明会を、同年11月29日には2019年3月期第2四半期決算説明会を開催いたしました。 今後は、決算説明会を通期と第2四半期の年2回開催していく予定です。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページに「株主・投資家情報」の項を設け、決算短信、決算説明会資料、事業報告、開示情報などを公開しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画部 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 経営方針をはじめとする各種基本方針、行動基準において、社会貢献や環境保全ならびに地域社会との相互理解等について明示しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 2001年7月より、社団法人日本塗料工業会による「コーティングケア(環境・安全・健康に関するプログラム)」に参加し、社内においてコーティングケア委員会・組織を設けて活動を進めている他、各種のCSR活動を展開しております。その活動内容については、毎年発行する社会・環境報告書に記載しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | CMPグループ行動基準および環境・安全・健康に関する基本方針において、地域社会をはじめとする社外への情報開示に係る項目を設けております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 2006年5月10日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」を決議し、以後継続的見直しを行うとともに、同規程に基づき各種の専門委員会を組織するなど、取締役の善管注意義務の履行と業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。また、金融商品取引法において、内部統制報告制度が2008年度決算より上場企業に適用されたことを受け、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性を評価する体制を整備しております。

2. 上記「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」に基づく業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

(1) - 1 体制の整備に際しての取締役の責務

会社の取締役は、業務の適正を確保する体制の整備の決定に際して、次に掲げる事項に留意する。

- 株主の利益の最大化に寄与するものであること。
- 取締役その他の会社の業務を執行する者が法令および定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- 会社の業務および効率性の適正の確保に向けた株主または会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- 会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- 会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

(1) - 2 会社において決議等の対象となる体制の内容

会社における業務の適正を確保する体制とは次のような体制をいう。

a. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行および意思決定に係わる情報は文書で保存し、その保存および管理は社内規則に則る。

b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、輸出管理等に係わる損失については、個々の損失の領域ごとに担当部署で、必要に応じ危険管理に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

・新たに生じた損失への対応のため、必要に応じて社長から全社およびグループに示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

・損失が現実化し、重要な損害の発生が予測される場合は、取締役および子会社取締役は速やかに取締役会に報告する。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社および会社の子会社から成るグループにおける業務の適正を確保するための体制等

下記の経営管理システムを用いて事業の推進に伴う損失を継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。

・全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、主要な取締役により構成する会議において審議する。

・目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、中期の方針・施策に基づき全社およびグループの目標値を年度予算として策定し、各種会議を通じて全社およびグループベースでの業績管理を行う。

・業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。

・法令遵守活動を行う各種チームを設置して、コンプライアンス体制や施策の充実を図る。

・従業員が取締役に直接通報する内部通報制度を設置し、通報従業員は就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。

・会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に受領し、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。

・子会社の重要な業務執行について決裁基準を設けるとともに、各子会社の経営方針を協議し、業務執行状況につき報告を受ける定例の会議体を設ける。

・監査室による内部監査の対象には子会社を含める。

d. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役および監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置く。

e. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役室の使用人の任命、配転、人事異動等雇用条件および人事考課に関して、予め監査役会の意見を聞く。

・取締役および会社のいかなる従業員も、監査役室の使用人による監査役の指示の履行を不当に妨げる行為を行ってはならない。

f. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社取締役、監査役、使用人等は会社もしくは会社の子会社において、

・著しい損害を及ぼす恐れや事実

・信用を著しく失墜させる事態

・内部管理の体制・手続等に関する重大な欠陥や問題

・法令違反等の不正行為や重大な不当行為

・重要な情報の開示

等を発見したとき、または発生したときは、直ちに常勤監査役に対し当該事実を報告する。

報告は、匿名によることもできるものとし、また報告した者はその報告を理由として、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

また、監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく常勤監査役に報告する。

一方、監査役はその職務の遂行に必要と判断したときは、上記に定めない事項といえども、取締役もしくは使用人に報告を求める。

g. その他監査役が実効的に実行されることを確保するための体制

・監査役の実効的監査のため、必要に応じ管理本部が補助する。

・取締役は、監査役が監査の実施のために所要の費用の支出、費用の前払い、または支出した費用の償還その他の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないとい認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(1) - 3 事業報告における開示

会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当規程に規定する事項の決定または決議の概要を、事業報告の内容として開示する。

(1) - 4 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等の監査

会社の監査役は、会社から当規程の事項を内容とする事業報告およびその附属明細書を受領し、監査の結果、当規程の事項についての取締役会の決議の内容が相当でないとき、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(2) - 1 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制評価部門がモニタリングし、改善を進めております。

(2) - 2 コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を組織し、年間2回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告された取組みにつきモニタリングしているほか、集合研修その他従業員教育の企画運営を通じグループ各社に対する指導を行っています。

(2) - 3 リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を組織し、年間4回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告されたリスクアセスメントならびに損失の未然防止および早期復旧プランのレビューと指導を行うことにより、リスクマネジメント体制の実効性向上に努めております。

(2) - 4 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。なお、内部監査の実施に当っては、監査役会と十分な協議の下に監査計画を立案するとともに、監査結果について監査役会に報告することにより、相互の連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力との関係遮断を含むCMPグループ行動基準を設けております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

内部統制システム構築の一環で、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会を組織しており、全社的に対処・管理する体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為が行われた場合に、それが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切なものではないかを、株主の皆様が適切にご判断いただくために必要な時間や情報を確保するため、2009年6月25日開催の第112回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を導入し、その後2度更新してまいりました。

この間、当社では、上記に掲げる取り組みを継続するなど中長期的な企業価値の向上に向けた施策を行ってきた結果、当社における本対応策の必要性が相対的に低下したものと判断し、2018年6月開催の第121回定時株主総会終結の時をもって、本対応策を廃止いたしました。

なお、今後におきましても、当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われた場合には、買付者等に対し必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆様がこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

